

別表第一 専門学校長野外語カレッジの項中「専門学校長野外語カレッジ」を「専門学校長野ビジネス外語カレッジ」に改め、同表富士さくら日本語学校の項の次に次のように加える。

日生日本語学園浜松校

静岡県

別表第一 京進ランゲージアカデミー名古屋校の項中「京進ランゲージアカデミー名古屋校」を「京進ランゲージアカデミー名古屋北校」に、華聯学院京都校の項中「華聯学院京都校」を「京進ランゲージアカデミー京都五条校」に、京進ランゲージアカデミー京都駅前校の項中「京進ランゲージアカデミー京都駅前校」を「京進ランゲージアカデミー京都中央校」に改め、同表日生日本語学園大阪西校の項の次に次のように加える。

JAC教育学院

大阪府

さざなみ国際学院大阪校

大阪府

別表第一 創智国際学院の項の次に次のように加える。

JPGA日本グローバルアカデミー

兵庫県

スバル外語学院

兵庫県

別表第一 各種学校北九州YMCA学院の項中「各種学校北九州YMCA学院」を「北九州YMCA学院」に改め、同表JAPANN国際教育学院の項を削り、同表メトロ総合ビジネスカレッジの項の次に次のように加える。

Kokoro College Japan

長崎県

別表第四 北九州YMCA日本語学校の項の次に次のように加える。

JAPANN国際教育学院

福岡県

○厚生労働省告示第三十九号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第五条第三項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法（平成二十六年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正し、平成二十八年一月三十一日以後に解散した公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「存続厚生年金基金」という。）について適用する。ただし、同月三十日以前に存続厚生年金基金が解散した場合における同法附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出については、なお従前の例による。

平成二十八年八月十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第一 平成二十七年（同年度の四月から六月までの期間に限る。）の項中「同年度の四月から六月までの期間に限る。」を削り、「年七・九〇パーセント」を「年マイナス三・六三パーセント」に改め、同表平成二十七年（同年度の七月から九月までの期間に限る。）の項及び平成二十七年（同年度の十月から十二月までの期間に限る。）の項を削る。

別表第二に次のように加える。

平成二十九年

年マイナス三・六三パーセント

○厚生労働省告示第三号

国土交通省 高年齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第三条第一項の規定に基づき、高年齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針（平成二十一年国土交通省告示第一号）の一部を次のように変更し、平成二十八年八月二十日から適用することとしたので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十八年八月十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久
国土交通大臣 石井 啓一

三の2中「第百十五条の四十五」を「第百十五条の四十六」に改める。

四中「平成三十二年」を「平成三十七年度」に改め、「六十五歳以上の者に限る。」を削り、「三十七」（平成二十年）から七十五（平成三十二年）に引き上げ、うち二箇所以上の手すりの設置、広い廊下幅の確保、段差の解消のいずれもがなされた高度のバリアフリー化の率を九・五（平成二十年）から二十五（平成三十二年）を「四十一」（平成三十五年）から七十五（平成三十七年）に改める。

五の4中「制限すべきではない。」の下に「さらに、貸貸人又は登録事業者は、入居者が保健医療サービス又は福祉サービスを利用しようとする場合にあつては、貸貸人若しくは登録事業者が直接提供する保健医療サービス若しくは福祉サービス又は貸貸人若しくは登録事業者が委託し若しくは提携する事業者が提供する保健医療サービス若しくは福祉サービスに限定すべきではない。」を加える。

六の標題中「高年齢者居住安定確保計画」を「都道府県高年齢者居住安定確保計画及び市町村高年齢者居住安定確保計画」に改める。

六の柱書中「都道府県介護保険事業支援計画」の下に「（以下「都道府県老人福祉計画等」という。）を加え、「高年齢者居住安定確保計画」を「都道府県高年齢者居住安定確保計画」に改め、第一段落の次に次の一段落を加える。

市町村は、高年齢者住まい法及び本基本方針（都道府県高年齢者居住安定確保計画が定められている場合にあつては高年齢者住まい法及び都道府県高年齢者居住安定確保計画）に従い、また、市町村老人福祉計画及び市町村介護保険事業計画（以下「市町村老人福祉計画等」という。）と調和を図りつつ、市町村高年齢者居住安定確保計画を策定することが望ましい。

六の1中「高年齢者居住安定確保計画」を「都道府県高年齢者居住安定確保計画及び市町村高年齢者居住安定確保計画」に、「都道府県」の区域内」に改め、「望ましい。」の下に「その際、市町村高年齢者居住安定確保計画においては、介護保険法第百七条第二項第一号の規定により市町村が定める区域を念頭に置いて、供給の目標を定めることが考えられる。」を加える。

六の2のイ中「高年齢者居住安定確保計画」を「都道府県高年齢者居住安定確保計画及び市町村高年齢者居住安定確保計画」に、「都道府県老人福祉計画等」を「都道府県高年齢者居住安定確保計画」に改め、「事項を定めることが考えられる。」の下に「さらに、地域における高年齢者居宅生活支援事業を提供する拠点を整備する観点から、高年齢者居宅生活支援施設を台架又は併設したサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するために講ずる施策を定めることが考えられる。これらに加え、サービス付き高齢者向け住宅の入居者の利便性が確保され、また、必要かつ効率的な保健医療サービス又は福祉サービスが提供されるよう、地域の整備、都市の整備に関する施策との連携を図りつつ、適切なサービス付き高齢者向け住宅の立地を誘導するために講ずる施策を定めることが考えられる。」を加える。

六の2のロからホまでの規定中「高年齢者居住安定確保計画」を「都道府県高年齢者居住安定確保計画及び市町村高年齢者居住安定確保計画」に改める。

六の3中「高年齢者居住安定確保計画」を「都道府県高年齢者居住安定確保計画」に、「都道府県老人福祉計画及び都道府県介護保険事業支援計画」を「都道府県老人福祉計画等」に、「老人福祉計画等」を「都道府県老人福祉計画等」に改め、第二段落の次に次の二段落を加える。

市町村高年齢者居住安定確保計画は、市町村老人福祉計画等と調和を図りつつ計画期間を定める。例えば、市町村介護保険事業計画では三年を一期として計画期間を設定していることから、これと整合を図るとともに長期的施策を講ずることができるよう、計画期間を六年間とし、市町村老人福祉計画等の見直しに合わせて三年ごとに計画を見直すことが考えられる。